

この書面をよくお読みください。

2013年9月30日版

## 契約締結前の書面（投資助言）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3に基づき、契約締結前にお客さまに交付しなければならない「契約締結前の書面」です。）

商号：セントラル短資FX株式会社（英文社名 Central Tanshi FX Co., Ltd）

住所：〒108-6314 東京都港区三田3-5-27 三田ツインビル西館14F

TEL：03-5419-3300（代表）

ホームページURL：<http://www.central-tanshifx.com/>

業務内容：金融商品取引業（第一種金融商品取引業、投資助言・代理業）

登録番号：関東財務局長（金商）第278号

### ○投資顧問契約の概要

- ①投資顧問契約は、金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について、自動売買取引（お客さまがストラテジ（取引方法をプログラム化したもの。）をその裁量で選択し、当該選択したストラテジのプログラムに従って自動で行う売買取引。）の環境を提供することで、お客さまに対して同法同条第8項第11号に規定する投資助言の行為を行う契約です。
- ②当社の助言に基づいて、お客さまが取引を行った成果は、すべてお客さまに帰属します。当社の助言は、お客さまを拘束するものではなく、店頭外国為替証拠金取引を強制するものではありません。取引の結果、お客さまに損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

### ○報酬等について

- ①店頭外国為替証拠金取引において、お客さまの裁量で選択されたスト

ラテジから生じる売買シグナルにより行われた自動売買取引のたびに、その売買シグナルを助言として、お客さまから助言報酬をいただきます。

②投資助言に係る報酬額は、別紙に定めた「pips」に取引金額に乗じた金額となります。但し、それぞれの「pips」の実数は、対円通貨ペアの場合、1の位が小数第2位となり、外貨通貨ペアの場合は1の位が小数第4位となります。対価が外貨の場合、報酬額が外貨となりますが、その時点の当該外貨対円レートにより円貨相当額に計算されます。

③その他の費用：ありません。

### ○投資顧問契約に係るリスクについて

当社が、投資顧問契約に基づき助言を行う金融商品は、金利・通貨の価格・金融商品市場における相場その他の指標の変動により損失が生じる恐れがあります。

変動要因としては、有価証券等の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券等の発行体の信用リスク等、及び外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスクがあります。

したがってお客さまの投資元本は保証されているものではなく、金融商品等の価値の下落により、投資元本を割り込むことがあります。

### ○クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取り扱いは、次のとおりです。

#### ①クーリング・オフ期間内の契約解除

当社と投資顧問契約を締結したお客さまは、内閣府令で定める場合を除き、契約締結時の書面を受けとった日から起算して10日以内の期間であれば、ご自由に、メールにより契約を解除することができます。また、当該契約の解除日は、お客さまがそのメールを送信した日となります。

なお、契約解除がなされた場合でも、解除時までに行った助言の回数に応じて算定した報酬額を当社は受領します。また、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

※店頭外国為替証拠金取引は、クーリング・オフの対象ではありません。

※投資顧問契約が解約された場合、店頭外国為替証拠金取引にかかる口座も解約されます。

②クーリング・オフ期間経過後の契約解除

クーリング・オフ期間経過後に投資顧問契約が解除された場合でも、解除時までに行った助言の回数に応じて算定した報酬額を当社は受領します。また、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。なお、契約解除は、メールにより行うものとし、当該契約の解除日は、お客さまがそのメールを送信した日となります。

※店頭外国為替証拠金取引は、クーリング・オフの対象ではありません。

※投資顧問契約が解約された場合、店頭外国為替証拠金取引にかかる口座も解約されます。

○投資顧問契約に関する租税の概要

お客さまが有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、例えば株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

○投資顧問契約の終了の事由

- ①クーリング・オフまたはクーリング・オフ期間経過後において、お客さまからの書面による契約の解除の申し出があった場合（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照ください。）
- ②お客さまが本契約、約款等の条項または記載内容のいずれかに違反した場合。
- ③お客さまが約款等の解約条項に該当した場合。
- ④お客さまが法令に違反した場合。
- ⑤お客さまが当社に提供した情報に虚偽があった場合。
- ⑥お客さまが当社の業務の運営または維持を妨げていると当社が判断した場合。
- ⑦お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合。
- ⑧お客さまが破産、特別清算、民事再生、会社更生その他の倒産手続きを申立て又は申し立てられた場合。
- ⑨当社が業務上、その他の理由により投資助言サービスに係る業務を終了した場合。
- ⑩その他の事情により、本契約を解約することがやむを得ないと当社が判断した場合。

○当社の概要

- 1 設立：2002年3月
- 2 資本金：1,319,650,000円
- 3 代表者：代表取締役社長 松田 邦夫
- 4 主要株主：セントラル短資株式会社／日短キャピタルグループ株式会社／  
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社／株式会社クレディセゾン  
／株式会社三井住友銀行／野村證券株式会社
- 5 分析などの業務を行う者  
浦島 伸一郎、牧野 伸康
- 6 助言の業務を行う者  
浦島 伸一郎、牧野 伸康
- 7 当社への連絡方法

代表電話	TEL. 03-5419-3300 (平日 午前09:00～午後05:00)
カスタマーデスク	
TEL. 0120-30-8806	E-mail: support@central-tanshifx.com
お問い合わせフォーム： <a href="http://www.central-tanshifx.com/support/about/">http://www.central-tanshifx.com/support/about/</a>	
■ 口座開設済のお客さま	
○取引等に関するお問合せの方 平日 午前07:00～午後11:00 ※暗証番号が必要となります。	○ユーザーID・パスワードをお忘れの方 平日 午前07:00～午後11:00
■ 口座開設をご検討中のお客さま	平日 午前08:00～午後07:00
苦情受付窓口 お客さま相談窓口	
TEL. 0120-92-2788 (平日 午前09:00～午後05:00)	E-mail: compliance@central-tanshifx.com

- 8 加入する協会：一般社団法人金融先物取引業協会  
一般社団法人投資顧問業協会
- 9 お客さま及び公衆の縦覧に供すべき事項  
当社の経営内容をお知りになりたい方は、関東財務局で、「金融商品取引業者登録簿」を自由にご覧になれます。

10 当社の苦情処理措置について

- (1) 当社は、「苦情処理規程」を定め、お客様からの苦情等のお申し出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客さまのご理解をいただくよう努めています。  
当社の苦情の申し出先は、上記7の苦情受付窓口のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ①お客さまからの苦情等の受付
  - ②社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
  - ③解決案のご提示・解決
- (2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客さまからの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申し出ください。

特定非営利活動法人	証券・金融商品あっせん相談センター ( F I N M A C )
電話番号	0 1 2 0 - 6 4 - 5 0 0 5 (フリーダイヤル) (月～金/9:00～17:00 祝日等を除く)
U R L	<a href="https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html">https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html</a>
東京事務所	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館
大阪事務所	〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会ください。

- ①お客さまからの苦情の申し立て
- ②会員業者への苦情の取り次ぎ
- ③お客さまと会員業者との話し合いと解決

#### 1 1 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続きが行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申し出ください。

同センターが行うあっせん手続きの標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会ください。

- ①お客さまからのあっせん申立書の提出
- ②あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③お客さまからのあっせん申立金の納入
- ④あっせん委員によるお客さま、会員業者への事情聴取
- ⑤あっせん案の提示、受諾

#### 1 2 当社が行う金融商品取引業の内容

当社が行う金融商品取引業の内容は、金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買

取引である店頭外国為替証拠金取引および同条第11項に規定する投資助言です。

- 1.3 兼業業務：○外国為替証拠金取引トレードシステムの提供・運営  
○外国為替の情報配信サービス  
○外貨両替サービスの紹介

## 「別紙」

当社が別途提供する店頭外国為替証拠金取引「FXダイレクトプラス」の売買レートに対し、表の数値を加減算して「セントラルミラートレーダー」の売買レートとして提示します。すなわち、投資助言に係る報酬は、売買別の「pips」に取引金額に乗じた金額となります。

2013年9月30日

通貨ペア	売	買	単位
USD/JPY	0.80	0.70	pips
EUR/JPY	0.80	0.70	pips
EUR/USD	0.80	0.70	pips
GBP/JPY	0.80	0.70	pips
GBP/USD	1.10	1.10	pips
CAD/JPY	0.80	0.70	pips
USD/CAD	1.10	1.10	pips
AUD/JPY	0.80	0.70	pips
AUD/USD	1.40	1.30	pips
USD/CHF	1.20	1.20	pips
NZD/USD	1.40	1.30	pips
EUR/GBP	1.50	1.50	pips
NZD/JPY	0.80	0.70	pips
CHF/JPY	0.80	0.70	pips
EUR/CHF	2.60	2.60	pips
ZAR/JPY	1.00	1.00	pips
HKD/JPY	0.80	0.70	pips
GBP/CHF	2.10	2.10	pips
SGD/JPY	0.80	0.70	pips
AUD/CHF	1.50	1.50	pips
AUD/NZD	1.30	1.20	pips
NZD/CHF	1.50	1.50	pips
EUR/AUD	2.40	2.30	pips

以上